

## 宝塚市と生活協同組合コープこうべとの空家等対策事業に関する合意書

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年（2022年）1月25日付けで締結した「宝塚市と生活協同組合コープこうべとの包括連携協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、空家等対策事業について、甲及び乙は以下のとおり合意した。

### （目的）

第1条 管理不全な空家等が発生した場合、近隣住民の生活環境への悪影響や地域の魅力を低下させるなど様々な問題を引き起こすことから、協定書第2条第2号の事業として、宝塚市における管理不全の空家等の発生予防及び空家等の利活用を促進することを目的とする。

### （事業内容）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事業について連携して行うものとする。

- (1) 空家等の発生予防・抑制のための啓発冊子の作成及び配布
- (2) 空家等の利活用事業の広報活動
- (3) 空家等の利活用の促進に関する研究
- (4) その他、前各号に関連する事業の実施に関する事項

### （事業実施に係る協議）

第3条 前条各号に規定する事業の実施については、甲乙協議の上、これに対応するものとする。

### （有効期間）

第4条 この合意書の有効期間は、合意の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも相手方に対して延長をしない旨の書面による通知をしなかつた場合は、有効期間が満了する日の翌日から更に1年間延長することとし、その後も同様とする。

### （疑義等の解決）

第5条 この合意書に定めのない事項又はこの合意書の運用に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

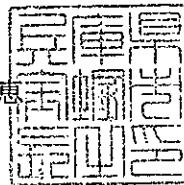
令和4年（2022年）9月 30日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長

山崎 晴



乙 兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

生活協同組合コープこうべ

組合長理事 岩山 利

